

入間市スポーツ振興まちづくり条例（案）に対して寄せられた
意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和５年６月６日（火）から令和５年７月５日（水）までの期間で「入間市スポーツ振興まちづくり条例（案）」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、４人の方から２０件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	【全体】 まちづくり条例の一体化	出雲市では平成 17 年以降スポーツまちづくり条例を含む 7 つのまちづくり条例を策定し「まちづくり条例シリーズ」としている。 今回 入間市は、「入間市スポーツ振興まちづくり条例」「入間市自転車によるまちづくり条例」案が出されたが、まちづくり条例を出雲市の 2 番煎じでシリーズ化するのであれば、事前に全体を体系化し、各条項の項目なども予め検討し共通性を図ったほうがいいと思われる。 なお、埼玉県条例は、「様々な役割と機能を有するスポーツは、するだけではなく、見る、学ぶ、支える、極めるなど、ハード、ソフト両面から振興することにより、県民一人一人がスポーツを通じて豊かな地域社会を形成することを目指しています。スポーツの持つ力を埼玉のまちづくりに生かす観点から、単にスポーツ条例ではなく、スポーツ振興のまちづくり条例とさせていただきます。」（平成 18 年 12 月 14 日埼玉県議会定例会本会議議事録 議案提出者答弁）としている。	条例の体系化の意図はございません。「入間市スポーツ振興まちづくり条例」と「入間市自転車によるまちづくり条例」につきましては、条例の目的やその所掌範囲の違いから、条項の共通化は考えておりません。

2	【前文】	私感であるが、「スポーツ」ということばは、対戦・勝敗・順位・記録を強くイメージしがちであり、そのため取っ付きにくい。「レクリエーション」ということばだと取っ付き易い。「スポーツ」はするつもりはないが、「レクリエーション」ならしたいと私のように感じる人は少なからず居ると思われる。従って、例えば「スポーツ」には、「レクリエーション」も含まれることを前文で説明するといいいのではないか。	以前に比べ「スポーツ」という言葉に強い競技性を感じる方は少なく、あらゆる層で一般的に使用されていると認識しています。また、「レクリエーション」にはスポーツに限らない広い要素が含まれてしまうことから、記述の変更はいたしません。
3	【前文】	「本市では、スポーツ協会をはじめとするスポーツ関連団体等の～」と書いてあるが、ITの時代に入間市スポーツ協会のHPが開設されていないのはなぜなのか。これでは、絶え間ない活動を行っているスポーツ協会の姿が良く見えない。もっとスポーツ協会が積極的に情報発信をしないと、スポーツ振興まちづくりはできないのではないか。併せて、各地区スポーツ協会がどのような活動を行っているのかも、市民に知らせる必要があるのではないか。 このようなお粗末な状況にあるのだから、条例の中から「スポーツ協会」という文言を削除すべきである。	市スポーツ協会ならびに加盟各団体の活動を積極的に市民広報することは大切なことと認識しております。市スポーツ協会へは活動のPRを図ることをお願いしてまいります。しかし、市のスポーツ振興に市スポーツ協会が尽力されてきたことは事実であり、情報公開されているか否かで活動を否定するものではないと考えます。よって記述の変更はいたしません。

4	(目的) 第1条 項追加	目的に少なくとも、障害・安心安全・生涯スポーツなどのキーワードを盛り込んだほうが良いと考える。 「2 市民の誰もが、障害の有無に関わらずにそれぞれの体力、年齢、技術、興味・目的に応じて、安心安全にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現および健康長寿の維持増進をおこなうことを目的とする。」	ご提案の内容にあります「障害の有無」につきましては「全ての市民」に含まれると考えます。「安心安全」につきましては、スポーツ振興にあたっての大前提であります。「生涯スポーツ」につきましては、全ての市民が健康を実現し、活気あふれるまちの形成に寄与するという点において表現されていると考えます。よって、記述の変更はいたしません。
5	(定義) 第2条 スポーツの定義	入間市の案では、スポーツの定義として「運動競技その他の身体活動等で、健康の増進に寄与するものをいう」としている。 一方、スポーツ振興法は「運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるもの」（2条）としていた。 入間市の定義において、「キャンプ活動その他の野外活動」もスポーツの定義に含むのであれば括弧つきで表示して欲しい。含まないならば、その理由を明確にして欲しい。 なお、スポーツ基本法は特に定義規定は置かず、前文で「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身とも	スポーツ基本法や他市条例を参考に、解りやすい表現となるよう定義を定めました。身体活動は安静状態より多くのエネルギーを消費する全ての動作を含めますので「キャンプ活動その他野外活動」を表示する必要は無いと考え、記述の変更はいたしません。

		に健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」としている。	
6	(定義) 第2条 スポーツの定義 マインドスポーツの扱い	前文にはe スポーツの記述がある。従って、本案にはe スポーツが含まれると解釈できる。(個人的には、テレビゲームが、本案スポーツの定義である「健康の増進に寄与する」とは到底思えないが。しかし、経済効果が極めて大きいので IOC 同様、私もしかたなく認めるが。) 一般社団法人 日本 e スポーツ連合は e スポーツの定義を 「…コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称」としている。対戦しないゲームはスポーツとは言わないということになる。 一方、コンピューターなどの電子機器を使用しない対戦に対しては「マインド スポーツ」というものが既に存在している。 これも、本案の対象と捉えるのか?のちに問題とならないように予め明確にしておく必要がある。 因みに、「マインド スポーツ」には、囲碁、将棋、チェス などが含まれる。	マインドスポーツの存在も認識しておりますが、e スポーツだけに限らず、新しい価値観を含め「スポーツ」を広く捉えるため、「e スポーツ」を例として使用しているため、記述の変更はいたしません。
7	(定義) 第2条 スポーツ対象リスト	スポーツを「…身体活動等で健康の増進に寄与する」もの、と定義しているが、身体活動等の「等」とは何を指すのか? スポーツの定義が不明確であることが本条例の最大なネックと考えられる。ルールが存在し身体を動かして競いあう、例えば野球拳などの御座敷遊びや訪問セールスマンの売上競争なども本条例に含まれることになるが。	明確に身体活動に含まれるとは言えないが、健康の増進に寄与する新しいスポーツの価値観にも対応できるよう「身体活動等」としています。また、リスト化する

		本条例の対象となるスポーツに含まれるもの、含まれないもののリストを条例に添付していただきたい。	ことで対象が固定化し価値観の変化に対応できなくなるため、対象のリスト化はいたしません。
8	(定義) 第2条 (3)	「育てること」も追加で記載してください。	「支えること」「応援すること」に「育てること」の意味も含むと考え記述の変更はいたしません。
9	(基本理念) 第3条 (1)	「健康の保持増進」と述べて、最後に再び「健康及び福祉の増進」と述べていますが、正しい文章でしょうか。	スポーツの身体的効果として「健康の保持増進」に加え、スポーツの持つ社会的効果として「地域の連帯感の醸成」などを含め、「健康及び福祉の増進」としています。
10	(基本理念) 第3条 項追加	基本理念に下記を盛り込んだほうがいいと考える。 「4 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、楽しむことができるようにスポーツ機会の拡充を図る。」	ご提案の内容につきましては、1項及び2項に含まれるため、記述の変更はいたしません。
11	(基本理念) 第3条 追加	従来の体育とは異なりスポーツの持つフェアな面についても、第1条または第3条で触れたほうがいいと思います。 「スポーツ関連活動を応援・支援することにより、ルールおよび相手(或いは/及び審判)を尊重する気持ちであるスポーツマンシップが市民に浸透し、人間関係をより良好に保ち、もって市民の安心安全な生活を得ることを図る。」	ご提案のとおり、スポーツには身体的効果だけに限らず、教育的効果や社会的効果など様々な面がございますが、この条文は基本理念である為、具体的な施策については触れており

			ません。
12	(基本理念) 第3条	第3条に示す基本理念だけでは、入間市のスポーツ人口の著しい増加は望めない。 スポーツ阻害要因(何故スポーツをしないのか)を調べて(新たに調べなくても論文や報告が既にいろいろ存在するが)、それに対する解決を図ることによりスポーツ人口増加を図ることが重要である。このこと(スポーツ人口増加を図ること)を、基本理念に盛り込む。	ご指摘のとおり、理念だけでは目的を達成することは難しいと考えます。スポーツを実施しない要因は様々ではありますが、解決を図る施策については、今後「入間市スポーツ推進計画」等で示してまいります。
13	(基本理念) 第3条	(基本理念)が見出しであるが、第3条の中身は(基本理念)ではなく、基本施策(～を図る、～に努める)が記載されている。 これでは(基本理念)すなわち入間市が目指す町の姿というものが不鮮明でありイメージできない。	他自治体の先行条例などを参考に、施策を実行する上での根本的な考え方として示しており、記述の変更はいたしません。
14	(市の責務) 第4条	スポーツ振興は、従来より体制は整っており、市にはスポーツ振興課があり、入間市体育協会、入間市スポーツ推進委員会が組織化され、さらに各種目の団体も多く存在しており、入間市において各種競技大会が開催されている。わんぱく相撲などはかなり有名になっている。各種研修も行われている。ラジオ体操をはじめ幅広い年齢にも対応している。 本条例案のまえがきから察するに、現時点で不足しているのは、 1. 今後出るであろう新しいスポーツへの取り組み 2. 入間市に既存のスポーツ資源の活用 3. 応援・支援の不足 この3点であると考えられます。不足している部分は市が先ず動く必要がある。従って、	第4条については、第3条の基本理念にのっとり推進することになるため、第3条2項及び3項においてご指摘の項目について対応しております。加えて、第8条及び第9条で補完していると考えます。記述の変更はいたしません。

		1. に関しては、応援・支援との記載はあるものの、取り組みの文言から、今後出るであろう新しいスポーツに対する積極性が感じ取れない。 従って、(市の責務)として 「新しいスポーツに対する競技人口を確保するため、情報の収集やデモンストレーション競技等を目的とした宣伝および交流機会の場の創出に努める。」 のような記述が欲しい。 2. に関しては、本文中にその記載はない。 従って、(市の責務)として 「活用可能なスポーツ資源を洗い出し、その活用方法を検討する場の創出に努める。」 のような記述がほしい。 3. に関しては、すでに体制は整っていることから、(市の責務)として 「財政の確保に努める。」 に尽きる。	
15	(市の責務) 第4条	「総合的かつ計画的」という文言では意味不明。もっと具体的に記載を。	具体的な施策については、「入間市スポーツ推進計画」や関係各課において今後示してまいります。
16	(市民の役割) 第5条	自らの意思で健康の保持及び増進に努めている市民が、なぜ施策に協力するよう努めなければならないのですか。具体的にどのような方法で協力してもらうのか。	条例の目的を達成するためには行政の活動だけでは到底実現できず、市民一人ひとりの協力が欠かせません。自らの健康づくりだけでなく、まちづくりにも協力いただきたく明記いたしました。今後、行政その他スポーツ関連団体等が行うス

			スポーツ関連活動に参画いただくことが協力となると考えます。
17	条項追加 (財政上の処置および場所の確保)	何をするにも問題はお金と場所であるからして、下記追加してはどうか。 (財政上の処置および場所の確保) 第x条 市はスポーツ振興まちづくりに関する施策を推進するため必要な財政上の処置を講じるとともに、必要な場所の確保に努力するものとする。	ご指摘のとおりお金と場所の問題は重要と考えます。行政の力だけでは今後実現は難しいことから、第8条1項及び2項では事業者等民間活力の活用を視野にいられております。また、第9条のスポーツ環境の整備はご指摘の「財政上の処置および場所の確保」も含め、「良好なスポーツ関連活動」のための措置全てを含むため、条項の追加はいたしません。
18	(活気あふれるまちの実現) 第8条	「活気あふれるまちの実現」とは、何年何月までにどのような状況になれば、活気あふれるまちが実現するのか、具体的な基準を記載してください。基準がなければ、実現したのか実現していないのか、評価ができません。	条例で具体的な期日を示すことはしておりません。基準につきましては、「入間市スポーツ推進計画」等において示してまいります。よって、記述の追加はいたしません。

19	【全体】 他の自治体調査と条項追加	他の自治体の条例を調べてみると、入間市の条例に盛り込むか検討に値するものがある。ぜひ、検討していただきたい。 また、他の自治体の条例も調べていただきたい。これは、実施計画の段階ではなく、条例に具体的に記載されているもの程取り組み易く、かつ資金も調達しやすく市民の理解も得やすいと考えるからである。 例えば、市原市条例は、「市は、国際的・全国的な競技会に出場することが見込まれる競技者について、広く市民に広報するなど、市民が競技者を支援する機運の向上に努めるものとする」（11条）としてトップアスリートに対する支援を定めるとともに、「国内外からのスポーツをきっかけとした来訪者を招くための施策を講じるとともに、これらの来訪者を歓迎するための態勢を整えることに意を用いるものとする」（18条1項）として市外からの来訪者の受け入れ態勢の充実についても規定している。 また、檜葉町条例は、スポーツツーリズムを「スポーツと地域資源を組み合わせ、新たな価値の創造を図る旅行のこと」（2条4号）と定義づけをうえて、「町は、町内のスポーツ施設及び観光資源を活用することにより、町内外に向け、町の持つ魅力を最大限引き出したスポーツツーリズムを推進するものとする。」（3条6項）と規定している。	条例の策定にあたり、多くの自治体の条例を参考にしております。ご指摘の通り具体的な記載が取り組みやすくわかりやすくなることは認識しております。 しかしながら、例示いただきました市原市と檜葉町の条例はいずれもスポーツ推進（振興）条例であり「まちづくり」に主眼を置いた条例ではございません。スポーツ振興に係る具体的な施策につきましては「入間市スポーツ推進計画」においてお示ししてまいります。
20	【全体】	この条例は、健常者だけを対象にした条例なのか？何回読んでも、障がい者スポーツの意義が見出せない。入間市は、障がい者スポーツに対する理解がまったくなく、共生社会を実現しないまちづくりをしようとしていることがよくわかった。車いすテニスで活躍してきた国枝慎吾さんが国民栄誉賞を受賞したように、パラ	第1条（目的）にございます「全ての市民の健康を実現し」は障害の有無に関わらず、あらゆる市民を対象としております。

		スポーツが本当にスポーツと認められた証になったにもかかわらず、健常者だけのスポーツを進行してまちづくりをしようという発想自体、時代錯誤も甚だしい。先ずは、障がい者スポーツを推進するまちづくり条例を制定すべきである。	
--	--	---	--